

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第3回） 議事要旨

1. 日時

令和3年12月15日（水）14時00分～16時11分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本龍彦構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、鈴木総括審議官、吉田情報流通行政局長、藤野大臣官房審議官、三田同局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田同局情報通信作品振興課長、鎌田同局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、中村同局放送政策課企画官、武馬同局放送技術課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、中谷同局地域放送推進室長、村田同局放送コンテンツ海外流通推進室長

（4）ヒアリング

千葉大学 多賀谷名誉教授
東京大学大学院法学政治学研究科 宍戸教授

4. 議事要旨

（1）構成員からのプレゼンテーション

飯塚構成員より、資料3-1に基づき、説明が行われた。

（2）質疑応答①

各構成員から以下のとおり発言があった。

【林構成員】

飯塚構成員におかれましては、非常に詳細な御報告をありがとうございました。私のスライド

と、もしかしたら番号が違うのかもしれないのですが、私のスライドでは29ページのところに、公共放送の将来に関する政府へのOfcomの提言というのがあったと思うのですが、いずれにしてもイギリスの場合は「PSB」すなわち公共放送という概念から、「PSM」すなわち公共サービスメディアという概念へ転換する中において、配信を含めた規制モデルへの転換を促しているようなのですけれども、お聞きしていると、その背景には英国の公共放送とか民間放送の将来像、特にその経済合理性について日本以上に強い危機感があるように感じました。こうした放送の規制枠組みのデジタル化の変容のタイムラインとして、ここで「放送の将来」とありますけれども、「将来」というのはどれぐらいの時間軸を置いているのでしょうかというのが質問であります。恐らく2030年ぐらいまでとか、比較的近い将来のスケジュール感を想定しているように感じるのですけれども、その辺りを補足していただくと助かります。

【飯塚構成員】

タイムラインについて、具体的なところまでの方向性というのは決まっていないという理解をしています。ただ、少なくとも現在既存のマルチプレックスの免許期限が、2022年と2026年に切れるという状況がありまして、その免許期間を今後どうするのか、いつまで延ばすのかという議論が今行われています。2030年なのか2035年なのか、マルチプレックス免許の更新をどうするかという議論の中で、先ほど林構成員がおっしゃっていた時間軸というものが決まってくるという理解をしています。

補足ですけれども、PSBからPSMへと、規制をプラットフォーム事業者に対しても拡大適用していくような動きがあるのは、現状、ヨーロッパの中ではイギリスが一番海外のプラットフォームの勢いが強く、そのため規制枠組をどのようにしていかななくてはいけないのかということに対して、イギリスが喫緊の課題として対応している状況があるからだと思います。いずれ、ほかの国においても同じような議論が出てくるのではないかと考えています。

【奥構成員】

飯塚さんに2つ伺います。1つは、イギリスのBBC3、若者専門チャンネルについてです。BBC3が放送サービスをやめてネットに一旦行ったのだけれども、また放送に戻るといった話の最新状況を教えて下さい。もう1点は、BBC自体が数年前に近い将来に放送をやめて、全部ネットに行くというような大きな話をしていました。その件の最近状況について、お知らせいただくとありがたいです。よろしくお願いします。

【飯塚構成員】

奥構成員、ありがとうございます。BBC3について、今回の資料に入れてなくて申し訳ありません。Ofcomが既に認可をしたので、2022年からチャンネルが立ち上がるという理解をしています。

それから、地上波の今後がどうなるのかという点ですけれども、BBCは明確にタイムラインを設けて、どうするという計画は示していないという理解ですけれども、先ほど御説明申し上げた、5Gをラジオで補完できないかという取組は、ラジオだけでなくテレビも含めて、今後全てのコンテンツがIPベースでストリーミングされるという世界を念頭に置いた取組の1つではありますが、だからといって地上波をやめるということではないという理解をしています。つまり、地上波とネットとを併存させて、相互に補完して、視聴者ニーズや公共性に資するというスタンスが現状ではないかと理解しています。

(3) ヒアリング

- ・千葉大学 多賀谷名誉教授より、資料3-2に基づき、説明が行われた。
- ・東京大学大学院法学政治学研究科 宍戸教授より、資料3-3に基づき、説明が行われた。

(4) 質疑応答②

各構成員から以下のとおり発言があった。

【瀧構成員】

宍戸先生に御見解を伺えればと思っていまして、最後のジャーナリズムという価値といいますか、誰かが社会の中である種ファンディングをしなければいけない価値というのが、いろいろな要請の中から出てくるときに、財源といいますか、どういってお金を将来生み出して、それをもたせるべきかみたいな考え方を持つわけです。

例えばNHKであれば受信料という形ですし、放送局であればある種の競争環境の中からそれを捻出するというものではあるのですけれども、多分いろいろな国でいろいろな考え方があるときに、日本にとってほかに何か参考にできるような財源の考え方みたいなものはあるのだろうかというのが、質問としてあります。

例えば憲法の視点からそういう財源を引き出してくることが可能であるのかとか、違うレイヤーで政治的に話すしかないですという話になるのかという知識を授けていただければと思っていまして、御質問させていただきました。よろしく申し上げます。

【東京大学大学院法学政治学研究科 宍戸教授】

御指摘にどう答えるのが適切かわかりませんが、あえて日本国憲法の観点で申しますと、基本的にはお金をどう調達するかというのは、これは自由主義経済を前提にしている憲法でございますので、まずは自由な経済活動を通じて資金調達をしていただく。ジャーナリズムについても、それは一面において経済活動であるという部分があるので変わらない。憲法22条の営業の自由が、まず出発点になるだろうと思います。他方で今、瀧さんからの確かに御指摘いただいたように、ジャーナリズムの公的な価値を認めて、そしてそれを支えるために必要なお金が、自由主義経済の中での市場競争によって十分に確保できるのか。ジャーナリズムは公共財なのではないか。公共財だとすると、うまく調達できないのではないか。そうだとすると、それはどう持ってくるのかという問いになっているのだと思います。

受信料制度は、まさにその1つの解決策であるわけですがけれども、これについても額が多すぎると本当にそれはいいのか。一方では国民の負担ということもございますけれども、非常に大きな受信料収入に基づく、非常に大きな放送事業体を公的につくると、それがジャーナリズム上の自由競争について、非常にそれを圧迫しすぎる可能性もあるわけです。ですから、それについては際限が必要になるだろう。ただ、法的に考えるときには、今のような論点が出てくるところでございます。

その外側で、これは私よりも瀧さんとかからいろいろアイデアを頂ければいいのかなと思いますけれども、今のインターネット上のジャーナリズムの支え方として、1つはサブスクリプションモデルがあるだろう。もう1つは、寄付を税制などの観点から見て緩和していったら、寄付によって公的な団体としてのジャーナリズムを担う組織を支えるための仕組みを整備していくといったこと。その2つぐらいが思いつくところです。私からは以上でございます。

【瀧構成員】

ありがとうございます。続きは意見なのですがけれども、海外でも成功した起業家が次に買うものが牧場か、それか何とかポストみたいな名前の付いている新聞社だったりする中で、寄付に頼る概念というのは、なかなか日本では希薄というか、選択肢に上がりづらいものの、何というか、もう少しそれを考えるべきだなという意見を持ちました。どうもありがとうございます。

【林構成員】

多賀谷先生の御報告で、ローカル放送局の将来像ですがけれども、少し端折られたところでもございますけれども、私は今後もローカル放送局というのは、地域の言わば総合メディアとして、

何とか生き残れないかなと思っております。こう申し上げますと、多賀谷先生には建前論だとお叱りを受けるかもしれないのですけれども、確かに放送広告事業は今後厳しくなるかもしれないと思うのですけれども、自社コンテンツとか、事業を営むその地域の有形無形の人的・物的ネットワークを含む、これまでのローカル局が持っていた様々なアセットと、地域のリアルなつながりを組み合わせた、一種の地域ビジネスを開拓していくことで、要は放送外収入だとか新規事業をどう開拓していくかということも問われているような気がします。これまでももちろん、一部のローカル局は、イベント主催だとか不動産事業だとかいろいろやっておられたわけですが、これまでの系列等の枠組だけではなくて、系列や地域、あるいは業種さえも越えた連携というのが、カギを握るようにも思うのです。

なぜこういうことを申し上げるかといいますと、放送とは異業種ですがローカルに根ざした基幹インフラ事業としてローカル局と共通の機能をもつ地銀業界では、例えば一部の元気な地銀は、最近では商社機能を持ったり、一次産業を含む様々なビジネスに参入したり、デジタル分野で異業種連携したり、様々な試行錯誤をしているようです。本日は組織的方策とコンテンツの観点からお示しをいただいたわけですが、それ以外の観点から、要は、地方創生のプラットフォームであるとか、あるいは地方発メディアの基本インフラとしてのローカル局の可能性というのは、今後とも模索できないのかどうか。この辺り、法律論ではなくて恐縮なのですが、先生のお見立てを御教授いただけましたらありがたく存じます。

【千葉大学多賀谷名誉教授】

地銀とローカル放送局とを対比するのは、無理な話だという気がします。というのは、林さんもローカルテレビ局を見学したことがあるかもしれませんが、ローカル局といってもいろいろありまして、林さんがお住まいの名古屋とか関西、そこら辺のローカル局であれば、経営規模もかなりあり、番組編集能力もあって、それなりに維持することができる。今後もいろいろな分野に活動することができると思います。しかし、それ以外の本当のローカル局というのは、せいぜい10億とか20億ぐらいの売上しかありませんで、従業員も100人前後ぐらいというような非常に小さな組織なのですね。

彼らがやっていることは2つあって、当然、番組はニュース等をつくりますけれども、それは全放送時間の1割前後ぐらい。あまり番組をつくるということには注力をしていないと。あとは広告を取ってくることでありますが、どこに広告を取りに行くかというと、地元産業からのCM収入は微々たるものなので、結局、東京とか大阪に行って、そこで企業から広告を取ってくるという、そういう形になっている。したがって、地元だけで経営的に自立するというのは、そうい

う小さなところではかなり困難だと。そういうところは、番組自体も中央、キー局から提供されますし、経営のかかなりの割当をネット保証料というもので賄っている。同じメディア産業としてローカル新聞がありますけれども、ローカル新聞というのは、ペンを持って走り回れば何とか記事はつくれるわけですが、番組をつくるというのは、そういう形ではなくて、経費がかなりかかるだろうと。

したがって、今のような、例えば先ほど言いましたように九州で23局というのは経営的には成り立たないといえますか、彼らがやっていることは広告を取ってきて、それから中央局から流されている番組の中で、ローカル局の1割部分を入れると。あとはスポット広告の差し替えをするという、そういう作業をやっているのですね。実際には、単体ではやっていけないと。たしかに地域のイベントというのがありますけれども、ローカル局はイベントについてNHKローカルと取り合いをしている。いずれにせよ、ローカル局は今の体制で自立するには、経営的には無理で、今のところは中央からの援助を受けて初めて成り立っているわけですね。中央がOTTや何かの競争状態の中で、恐らくローカル局と一緒に沈んでいくということに、耐えられなくなってくるだろうという気がいたします。

【大谷構成員】

多賀谷先生と宍戸先生の御意見と関心分野には重なるところがかなり多かったとも思いますけれども、大きく違っていたポイントの1つとして、公共放送を支える受信料の在り方などについての考え方が、大きな違いだったとっております。多賀谷先生は必ずしもドイツ型そのものを支持したということではないかもしれないですが、その可能性について言及されて、宍戸先生としてはドイツ型については、多分、公共放送の視聴環境をそもそも違っているので、ドイツ型的なものは日本の二元体制というのを前提にすると受け入れられないという、イギリス型を目指すべきだということをお述べられたと思います。

こんな要約の仕方はおそらく不正確かと思いつつ、多賀谷先生にお聞きすることができればと思っております。レジュメの2ページのところで、NHKを機能的に分割する、あるいは組織的に分割することによって、義務的な少額の受信料によって支える仕組みということで、徴収方法としては自治体などを考えることもできるのではないかと、かなり大胆な御提案をいただいたと思っております。理念的にはすごく理解できるお話ではあるのですが、こういう放送機関というかコンテンツ制作者というのは、結局、創作活動であり表現をするということがどうしても伴うことを考えますと、義務的な放送、例えば天気予報とかニュースだけとか児童番組だけというような絞り込みで、本当にその価値であるコンテンツを生み出し続けるモチベ

ーションが維持できるのだろうかといったところが気になります。

今の世界中の公共放送のBBCを含めてNHKもそうですけれども、多種多様なコンテンツをそれなりの誇りを持って生み出して、新たな価値を生み出していくということが創造力の源泉になっているところがあると思うのですね。それを支えるためにかなり大きな金額の受信料を負担しなければいけないというところがあって、それは恐らくこれから将来的に続けることが難しいモデルではないかと思うのですけれども、現状の受信料の額は抑えていかなければいけないとして、本当に創作活動、つまりコンテンツの制作者としての存在価値を損なわない規模というのは、どのぐらいなのかという観点も必要になってくるのではないかなと思っています。ですので、多賀谷先生に教えていただきたいのは、義務的な受信料で成り立たせる体制というのは、本当に現実的なシナリオになり得るのだろうかということでございます。

つまらない聞き方になってしまって本当にお恥ずかしいのですけれども、お伺いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

【千葉大学多賀谷名誉教授】

まず、第一に言うておかなければいけないのは、イギリスにせよドイツにせよ、公共放送についての受信料は義務的であるといいますか、イギリスの場合にも今はどうなっているか知りませんが、かつては受信料を払わないと刑務所に放り込まれたというのですね。日本のように公共放送について契約強制といっても、7割か8割ぐらいしか受信料を払っていないというのは、極めて異常な制度なのですね。それは、ほかの国のように義務的にしなければいけないだろうと私は考えています。特に今後若者がテレビを持たないわけですね。その人たち、私とか大谷さんよりも若い人たちが、義務的でなければ、恐らくとても払わないだろうと。公共放送を維持したいという気持ちは分かりますけれども、いずれにせよその議論は政治的にもたないと。見たくもないものに何で払うのだと。そして、先ほど宍戸先生が言いましたように、公共放送だって、その気になればスマホで見ることができるところですけども、いずれにせよ見たくもないと。そういう場合に、恐らく放っておくと、NHKの公共放送というのは、受信料制度というものは、いずれ改定せざるを得ないだろうと。場合によるとNHK自体が、かなり大幅な改革をせざるを得ないだろうと。

確かに、ここで書いたスリム化した公共放送というのは、あまり狭すぎるかもしれませんが、しかし私の見る限りでは、NHKの場合、確かに番組をつくる気概といいますかジャーナリズムの気概というものは分かりますけれども、他方、受信料に手厚く支えられているため、いろいろな番組をつくりすぎている面も、正直いってあるというような気がしました。そういう意

味において、大谷構成員の言うような形で現行制度を維持するということは、政治的にもできないだろうし、私もそうは思いません。もちろんスリム化した公共放送は狭すぎるという御意見は分かりますけれども、しかし、言ってみれば、民間放送も自分たちも公共放送なのだと言っているわけですから、義務的に受信料を払ってもらわなければ今のような公共放送はつくれないという、それは通らない理屈なのではないかという気はします。

【落合構成員】

御説明ありがとうございました。飯塚構成員の御説明も含めまして質問させていただければと思っております。多賀谷先生、宍戸先生のお話も聞きながら、改めて伺ってみようと思ったところも出てきたところです。

まず飯塚構成員からは英仏についてお話をいただきました。その中でフランスの場合に共同事業体で持たれているようなお話もあったと思うのですが、英国ではBBCですとかほかの放送事業者との間で、どういう形でインフラの保持がされているのかということをお伺いしたいと思います。また、英仏で代替手段として、衛星であったりケーブルであったりブロードバンドだったり、様々試されているのだと思うのですが、この辺りはどこまで放送事業者が責任を持って行われているものなのかということも伺えればと思いました。

次に、多賀谷先生にお伺いしたいこととして、先生のお話を伺って、今後の設備ですとか、放送事業者の在り方について重要な御示唆をいただいたと思っております。特に放送の将来というところでは、放送の法制度についても御指摘をいただいたと思っております。その中で、放送が何を担保するものなのかと。どういう役割を果たすものなのかというのを踏まえて、今後、宍戸先生がおっしゃられたような同時配信に放送の定義を及ぼしていくべきなのかであったり、多賀谷先生もおっしゃっていただいたOTTに対してどう考えていくべきなのかということもあろうと存じます。英仏などで規制が整理された結果は飯塚構成員からもお話しいただいたと思っておりますけれども、この辺りは日本での放送というものに、どのような役割を担っていくことを求めるべきなのかというのが、非常に重要なのかなと思いました。もしかすると、御説明いただいた内容に繰り返し御質問することになる部分もあるかとは思いましたが、かなり本質的な部分なのではないかと思いましたので、改めて質問させていただきました。

最後に、宍戸先生に御質問として、お話しいただいた中で、県域での免許の点であったり、インフラの点についてもお話をいただきました。昨今の状況の中では広告料収入の減少、さらに人口減少ということがある中で、どうしてもこれまでと同じようなインフラの維持というのは、恐らくできない部分があると思っております。そういった中で、ネットワークインフラについて御

発表いただいた資料の中で、安易な緩和や負担転嫁は問題であるということを御指摘はいただいておりますけれども、最終的にはその部分は合理的にしか営業ができない部分があるのもやむを得ないと思いますが、いかがでしょうか。一定の、今の時代において担保できる、できる限りのもので多数の事業者で協力しながら行っていただくということは、合理性があるのかなと私のほうでは思っていたのですが、そこは先生も同じようにお考えになられるかというところ です。

もう一点は、地域性や地域の情報の点について、開示の仕組みのお話を頂きました。県域での免許を少し変えていくとといいますか、実態に合ったような、地域での活動を踏まえた形での制度をつくっていくという中でも、情報の発信の部分は免許の単位にこだわらず発信できるようにしたほうが、もしかすると地域性という意味ではプラスになる部分もあるのかなと思いましたがいかがでしょうか。そこは無理に一致させないほうがいいのかとも思いながら伺っていたのですが、この点どうお考えになられるかを伺えればと思います。

【飯塚構成員】

多賀谷先生に教えていただきたいのですが、アメリカにおきましては、制度的にはハード・ソフト一致という理解はしていたところ、放送インフラの実際の運用というのは、公共テレビ局のケースですけれども、テレビ局同士が共同で設立した合弁企業みたいなところが、放送インフラを運用したり、あるいは、放送インフラ専門のプロバイダーというのがサービスとして提供するというケースもあるという理解をしております。

先生も御承知のとおり、携帯電話の世界でも、海外ではタワー会社のようなところが基地局のサイトを運用して、特にパッシブインフラと称されるような鉄塔、電源、ケーブルなどを携帯事業者に貸し出すようなサービスもしていて、いわゆるインフラシェアリングというものが実施されていると理解をしています。

先生にお伺いしたいのは、今のハード・ソフト一致の制度の下で、放送インフラの部分の運用を切り出して、第三者が運用するないしは第三者に運用させるようなことが可能なのかどうかという点について教えてください。よろしく願いいたします。

【奥構成員】

まず、多賀谷先生にお伺いします。ページでいうと4ページにある電気通信事業法では中身に規律を及ぼさないという部分です。逆にそれが放送のコンテンツ、つまり番組を伝送するということに関しても、個人対個人の通話の中身みたいなところとあまり区分けがされていないとい

うところも含めて非常に気になります。同時配信を例にあげると、放送を基準として同じ番組（コンテンツ）が配信されることになります。途中、先生がおっしゃった各ローカル局においての自社制作比率が10%ぐらいということになってくると、配信したい番組自体のライセンスを保有していませんし、自社制作でも権利クリアがしにくいということになってくると、絵に描いても隣接権ベースではもうモノが動かないということにもなろうかと思えます。そういう意味では逆に通信側は自由だということで規律を少し入れたほうが良いということもあります。逆に放送を前提とするならば、通信側にいくのはみなしとして放送と同じにするみたいなことの方考え方というのは、この段階で成立するのでしょうかというのが1点であります。

それから、もう1点は、宍戸先生にお伺いします。「放送を巡る諸課題に関する検討会」の中で同時配信の議論をずっとしてまいりましたが、先生も途中でおっしゃっていた「デジタル化の遅れというものの反省は考えるべきだ」というコメントは、私も非常に同感です。特に、コロナ禍において広告ビジネスが非常に厳しい状況では、NHKさんにキードライバーを担っていただくということが、ここ数年本来は必要だったと思えます。しかしながら、残念ながらNHKさんの同時配信についてもかなりの制約、足かせが入りました。加えて、BSもFM/AMも含めて、減波という形で表現面積が減るというシナリオになっていますが、実際NHKさんはコンテンツ制作に注力したいということをおっしゃっているわけで、チグハグ感を感じます。

同時配信は、深夜帯は配信されていません。その裏側には、当時いろいろ議論になった2.5%というシーリングの話もありました。NHKさん自体は、同時配信に限らず様々なネット対応サービスをされてきたわけですが、同時配信に優先的に開発予算を充てるということになれば、逆にその他のネットサービスについて制限的にやらざるを得ないという裏返しもあったと思えます。その辺については、宍戸先生はどのようにお感じになっているかということがお伺いできればと思います。

【伊東構成員】

本日を含めて計3回、いろいろと貴重なプレゼン等をお伺いして、改めて当面の課題は、現実的な話であり、ミニサテ等を含んだ小規模中継局設備の更新問題のように思えてきました。特にそのポイントは、放送事業者の費用負担であると思えますので、ブロードバンド代替などとの費用負担の比較は避けて通れないのではないかと考えております。もっとも、このような検討会等の場で議論するのは難しい議題なのかもしれません。また、ブロードバンド代替の場合、経済合理性の観点から、多くの画像配信サービスと同様のベストエフォートに基づいたユニキャストのIP伝送になる可能性が高いと考えられますので、このような通信による代替サービ

スにおいても、著作権の観点から放送と同等とみなしてもらえるのかどうか。これが大変大きな課題になると思います。これは、蓋かぶせ等が必要になるのかどうかにもつながることかと存じます。しかも、この課題は、文化庁にお伺いを立てなければ解決しない問題でしょうから、そのプロセスについても準備をしていく必要があるのかなと思います。

次に、本日、多賀谷先生から放送の将来についても言及がございましたが、私は技術屋ですので、技術面も含む将来的な課題という観点から申しますと、地デジの高度化が挙げられると思います。第1回会合の際にも触れましたが、画像の圧縮方式としてのMPEG2-VIDEO、これの賞味期限は正直申し上げて切れかかってきておりますので、現行の放送方式を維持しながら、並列的にその高度化を図る方式の開発が必要なのではないかと考えています。第1回会合のときには、その1つの方式としてセグメント分割の話をしていただきましたが、もう1つの方式として、階層分割多重(LDM)と呼ばれているスキームも有力であり、今後、検討に値するものと考えております。

【千葉大学多賀谷名誉教授】

最初に、放送概念について、放送が何を担保するものかという話ですけれども、もともと放送というのは、ブロードキャスティングという言葉があるように、広く情報を提供するというところから発してきたわけです。ただ、その当時はまさに電波による放送が唯一の手段、新聞と並んでほとんど唯一の手段だったわけですから、そこにおいてどういう情報が流されるかということは大問題になったわけですが、今日はインターネットあるいは通信回線、有線回線があるわけですから、情報が放送波を通じて流されるわけではないこともあり得るということ、既存の放送概念自体を維持することができなくなりつつあるという状況にあると思います。

しかし、実際には御存じのように、通信回線を通じてフェイクニュースとか炎上とか様々な問題があるような情報の流れがあるわけですね。その中で、公正・公平な、あるいは信頼に足るような情報をいかにして流せるかというのが、インターネットで最大の問題。これは通信サービス一般の話になっていって、そこに放送の問題も取り込まれていると。だから、いってみれば、インターネットの情報は信頼できないけれども、放送で流されるニュースはそれなりの信頼があるという、そういう形になっています。したがって、当分の間は放送事業者がネットを通じて、ネット事業者、通常のブロードバンドサービス事業者に取り込まれることなく客観的な情報を流せば、それはそれとして生き残れるかもしれないという話です。これは、広くはネットワークにおいて情報の公平性、情報の信頼性をいかに担保するかという問題に置き換わっていると思います。

それから第二の、飯塚さんが言った放送塔会社とか、これは、それが放送事業者かどうかという話になるといいますか、昔の電気通信事業法でいえば一種でも二種でもない、ゼロ種といえますか、それ自体としては通信サービスをしないけれども、ハードを持つという会社があり得るか。これを電気通信事業法でも電波法でも捉えることはなかなか難しい話だと思うのですが、しかし、中国とかほかの国ではどこでもそれをやっているわけですから、何らかの形でそういう方向に行かざるを得ないかもしれません。ただそれを、現在の総務省の法制度の中で捉えるのは確かに難しいかなという気がします。

最後に、規律の話をおさんがおっしゃっている。それから伊東構成員がおっしゃったミニサテ局でブロードバンド放送をやる場合の蓋かぶせの話、共通の話ですけれども、奥さんが言うように、通信でもって県を超えて放送を行うというときに、放送みなしにならないかという話は、これは日本の著作権法の捉え方が非常に硬直的であるといえますか、BBCも同時再送信をやっているときに多少の蓋かぶせはするけれども、日本ほどではないと理解しております。その通信になった場合どうなるかという話は、私は文化庁のその種の審議会に出ていたことはありますけれども、基本的に著作権者の利益を優先するという立場がいまだに主流ですので、なかなかすぐには動かないと。

それから、もう1つは、この話は、著作物は国境を超えて流れるわけですから、結局ベルヌ条約の話になってしまって、国際条約で通信回線を通した番組の伝送がどういうふうに取り扱われるかという話と密接に絡んで、国内法だけでは解決はできない。条約も徐々に改正されているとはいえますけれども、まだ完全に放送並みに著作権を制限することにはなっていないと理解しております。

【東京大学大学院法学政治学研究科 戸教授】

まず落合構成員からの御質問の1つ目でございますけれども、ブロードバンド代替と大きな放送ネットワークインフラを維持する、そのためのいろいろな改善策を事業者の合理的に与えられるように行っていくということに、私も賛成で、その上で申し上げたというところもでございます。ただもう1点進んで申しますと、例えばローカル放送4波化を進めて、そしてローカル放送の在り方については、多賀谷先生から実態に基づく鋭い御指摘がいくつかあったと思いますけれども、なお4波を制度的に維持しつつ、かつ合理的な負担を抑えるということについては、一定の説明責任が必要であるだろうと思います。本来であればあまねく義務を履行しながら競争していく。それができない、そして公的な役割を達成できない事業者が退出されるなり、マス排などによって対応するなりがいろいろ考えられるところ、なお今のシステムを

維持しながら、しかし負担を軽減するためにいろいろなことをして放送の外に負担を求める、あるいは放送の内部で、例えば本来競争関係にある公共放送事業者に一定の、本来負うべき負担の部分を超えて求めるということについては、先ほど最後に私が申し上げたような説明責任履行とセットでない限り、合理的とはいえないのではないのかということでございます。伊東構成員がおっしゃられた費用負担の問題等について検討される際にも、そういった点は考慮されるべきではないかと思っております。

それから、落合構成員御質問の2点目のお話も、私は賛成でございます、例えば福島県で私が前に民放連でヒアリングをさせていただいたときに教えていただいたわけですが、例えばかなり北の方は、仙台の情報がお買物の関係で欲しい。逆に南側の方は、東京の池袋だったり新宿だったりのお買物情報が欲しいとかいったようなこともあるわけでございますね。そういった点でいうと、今免許の仕組が県域となっていて、放送の区域を広げたり狭くしたりということもありますけれども、同時にそれぞれの県をまたぐような形の一定の情報が地域情報としてやり取りされる、あるいは放送されるということなのでこぼこが、一定程度あってもいいのではないか。林構成員が御専門の区域外再送信の話とも関わりますけれども、そういった規律の問題も併せて見ていくべきではないかということで、さしあたりお答えしたいと思います。

2点目、奥構成員から御質問をいただいた点でございますけれども、これは全く同感でございますし、要するに2.5%という数字を維持しようとする結果として、これはまさに奥構成員のプレゼンテーションで教えていただいたことでございますけれども、若者がNHKをネットで見ると夜間の部分を切ってしまったというのは、何のために同時配信を常時認めるのかということの本末転倒になっている部分が、私はあるように思います。そもそも受信料収入の2.5%だけをネットに回すという、その2.5%という数字自体、私は根拠薄弱であるだろうと思っております。そもそも受信料収入が増えれば、2.5とか3の掛け算をしても、あまり意味がないわけでございます。

むしろNHKに徹底的な情報開示をさせた上で、本当にNHKの同時配信のミッションに必要な額はどれぐらいであり、そしてその額について公的な議論をNHK経営委員会で議論していただいたものをしかるべき場所で精査した上で、それが2.5を上回ろうか下回ろうか、両方あり得ると思うのですけれども、それを必要な配信の費用として計上するということがあるべきであって、繰り返しになりますが、この2.5という数字自体は、私はそこにこだわって本来あるべき業務をしないとか、逆にやらなくていい業務をしてしまうということになるのは、ガバナンスとして問題ではないかと思っております。

最後1点、ここでは御質問いただけていないことでございますが、伊東構成員がおっしゃられ

たコンテンツの著作権処理などの問題について、放送コンテンツがデジタル社会において必要な基本的情報の供給だと考えるのであれば、デジタル社会の形成を担うデジタル庁とも、総務省、それから文化庁が連携して、適切なあるべき規律について議論する仕組みをとっていくことが必要ではないかと思っております。最近では知財本部の検討がそのまま、デジタル庁の下に移行するということがあって、私もその経緯に最近ワーキンググループのメンバーとして経験しているわけですが、そういったことも含めて考えていくべき論点ではないかと思っております。

【飯塚構成員】

落合構成員、ありがとうございます。実際、放送インフラをどのような形で誰が担っているのか、送信部分については、フランスですとTDFという送信会社が主に担っておりますけれども、それに相当するのがイギリスですとArqivaという会社になります。参考資料の34ページに記載してありますが、これを御覧いただきますと、マルチプレックスの免許を持っている事業者の半分はArqivaという会社になります。このArqivaという会社がBBCの送信サービスも担っているといわれておりまして、放送インフラのかなりの部分で支配的な地位を占めているというような状況になっています。

それから、地上波のエリア外につきましては、フランスでは放送波が届かないところについて、無料で衛星とケーブルで補完できるようになっておりまして、毎月のサブスクリプションフィーはないですが、初期投資にかかる部分は一定程度補助することが規定されておりますので、そうした形で補完しているという状況になるかと思えます。

(5) 閉会

三友座長より、第2回会合において、一般社団法人日本民間放送連盟より、個社の意見を丁寧に汲み取るべきという旨の意見があったことから、個社の意見についても本検討会において可能な限りヒアリングしていくとの案内があった。

事務局より、本検討会で意見を述べることを希望する放送事業者は事務局で受け付けるほか、第4回会合については令和4年1月24日(月)10時~12時に、第5回会合については同年2月16日(水)10~12時にいずれもWEB開催で予定している旨連絡があった。

(以上)